東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算) (文部科学省)									
事業名	国立高等専門学校の教育研究設備の復旧			担当部局庁	高等教育局)	作成責任者		
事業開始 • 終了(予定) 年度	平	平成23年度			専門教育課	専門教育課長 内藤 敏也			
会計区分	一般会計			施策名	Ⅳ-1 大学などにおける教育研究の質の向上				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条			関係する計画、 通知等	「復興への提言〜悲惨のなかの希望〜」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	東日本大震災により、国立高等専門学校においても東北地方に立地している高専を中心として大きな被害が報告されており、教育研究活動に重大な支障をきたしているため、教育研究活動の回復へ向け、損傷した教育研究設備の復旧・整備を早急に進める必要がある。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	独立行政法人国立高等専門学校機構に対して運営費交付金を追加措置し、各国立高等専門学校における教育研究設備の復旧・整備を支援する。								
実施方法	口直接実施 [□直接実施 □業務委託等 □補助		□貸付 	□貸付 ■その他				
23年度予算額	当初	第 1 次補正	复	第2次補正	第3次補正	Ē	+		
(単位:百万円)	_	70			295		364		
	成果指標	成果指標 単位 目標値 23年度 (年度)		活動指標	活動指標	単位	23年度	[活動見込	
成果目標 (アウトカム)	本事業は、東日本大震災により被害のあった教育研究設備について、その災害復旧費用を支援するものであり、定量的な目標を設定することになじまない。			イロップロット) (アウトプット) ※上段()書きは予算措 置の累積に係る見込み	実施学校数	学材	学校 ⁽⁷⁾ 4		
単位当たりコスト	- (円/) 1			算出根拠	※各高専により被害を 位当たりのコスト				
事業所管部局による点検									
項目					内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				^{3/5} 「教育研究	「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「教育研究基盤の早期回復」や「研究基盤の早期回復」の重要性が示されており、整合性がとられている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				域社会の高ており、高	被災地域における工学系高等教育機関として、地方自治体をはじめ地域社会の高等専門学校に対する要望は教育研究の両面から多岐に渡っており、高専における損傷した教育研究設備の早期復旧・整備は優先度の高い事業である。				
					高等専門学校の教育研究基盤を回復し、学生の学習環境や教員の研究 環境の改善を図るため、被害を受けた設備の原状復旧を行うものであ る。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					た設備の原状復旧のたと 各を上限とする等、一定の			情算において	
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					k人国立高等専門学校機 f行う事業である。	構の設備の	修理・更新の	ために国が	
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				いて執行計	他の類似事業はない。また、独立行政法人国立高等専門学校機構において執行計画を策定し、緊急性の高い設備から計画的に復旧・整備を実施する予定。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				校機構におってき、独立さ、独立 た、同法に 行政法人記 いる。これに 人へのヒア	まな着手・執行が可能であ らける事業の実施状況につ 行政法人法人評価委員会 基づき、法人が毎事業年 平価委員会による審査を終 らの評価及び財務諸表等 リングを行い、予算の執行 していることを確認している	ついては、独 会による評価 度に作成する そた上で、文 の承認に際い 行状況を含め	立行政法人。 を毎年行って る財務諸表等 部科学大臣が しては、必要	通則法に基 におり、ま 等は、独立 が承認して に応じて法	